

京 都 大 学 農 学 部 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学農学部規程 (昭和28年達示第23号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第12条 通則第20条第2項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者がある場合において教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院農学研究科規程 (昭和28年達示第13号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 入学者の決定は、研究科会議で行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>第9条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>4 前3項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究 研究科規程 (平成10年達示第11号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第8条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学</p>	<p>第12条 通則第20条第2項又は第4項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者がある場合において教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第2の2 長期履修</p> <p>第3条の2 通則第36条第7項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>第9条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>第8条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又</p>

改正前	改正後
<p>することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>4 前3項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。 (後 略)</p>	<p>は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 } 3 } (同 左) 4 }</p>
<p>京都大学大学院情報学研究科規程 (平成10年達示第13号)</p>	
<p>(前 略)</p>	
<p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに情報学研究科長に願い出なければならない。</p>	<p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに情報学研究科長に願い出なければならない。</p>
<p>第8条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第8条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>
<p>2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>2 } 3 } (同 左) 4 }</p>
<p>3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	
<p>4 前3項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。 (後 略)</p>	<p>4 }</p>
<p>附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p>	